東広島市監査公表第３号

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項の規定に基づき、令和８年度上半期に定期監査等を実施し、同条第９項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和８年１０月２２日

東広島市監査委員　　天神山　勝浩
同　　五　丁　和　夫
同　　北　林　光　昭
（　公　印　省　略　）

令和８年度上半期定期監査等結果報告書

第１　監査の対象

対象部局等		対象期間
総務部	DX 推進チーム	令和７年度（令和８年４月末現在）
地域振興部	安芸津支所地域振興課	令和７年度（令和８年４月末現在）
地域振興部	安芸津支所福祉保健課	令和７年度（令和８年４月末現在）
建設部	建設管理課	令和７年度（令和８年３月末現在）
都市交通部	営繕課	令和７年度（令和８年３月末現在）
会計管理室	会計課	令和７年度（令和８年３月末現在）

第２　監査の期間

令和８年５月１３日から令和８年１０月６日まで

第３　監査の着眼点

財務及び事務事業の執行等が法令に適合し正確であるか、効率的かつ効果的に行われているか。

第４　監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、関係資料の検査・照合により審査するとともに、実地調査及び関係職員からの説明聴取を実施した。

なお、監査は東広島市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第５　監査の結果

第１から第４までに掲げる事項のとおり監査した限りにおいて、次のとおり事務の一部に改善を要する事項が認められたため、必要な措置を講じ、適正な事務処理に改められたい。

なお、その他の事務については、関係法令等に従いおおむね適正に執行されていたが、軽微な事務処理誤り等については、監査時に改善を求めた。

対象部局等	指摘事項
総務部 DX 推進チーム	【契約事務】 令和７年度東広島市二要素認証システム保守業務ほか計３件の委託契約において、契約書に記載された契約保証金免除の適用条項が誤っていた。 また、令和７年度選挙人名簿管理標準化対応システム構築業務ほか計５件の委託・賃貸借契約において、契約保証金免除の要件の確認が不十分なまま、契約保証金を免除していた。
総務部 DX 推進チーム	【契約事務】 令和７年度東広島市情報通信基盤保守管理及び引込線敷設（撤去）業務に付随する安芸津バイパス工事に伴う管路敷設及び引込線移設業務の委託契約において、契約書に添付が必要である契約約款が添付されていなかった。また、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定める支払の時期（適法な支払請求から 15 日以内の日）に支払を行っていなかった。

第６　監査意見

今期の定期監査においても不適切な事務処理が見受けられた。

主なものとしては、契約事務において、契約書に記載された契約保証金免除の適用条項が誤っていた契約や、契約保証金免除の要件確認が不十分なまま契約保証金を免除していた契約が複数件あった。また、同所管課において、契約書に契約約款を添付しないまま契約を締結していたことから、契約書に記載すべき事項が十分に定められておらず、支払事務においても適正を欠く状況が見受けられた。

特に、契約保証金免除の適用条項の誤りについては、前回及び前々回の定期監査においても指摘した事項であり、改善が図られないまま同様の誤りが繰り返されていた。契約事務全般に係る確認体制を見直し、再発防止策を徹底するとともに、関係規定に基づいた適正な事務処理に改められたい。

今期の定期監査における指摘事項を含め、誤った事務処理の多くは初歩的な不注意や確認不足に起因するものであった。今一度、職員の意識向上及びチェック体制の強化を図り、関係法令及び例規等を遵守した事務改善に努められたい。